

ふれあい坂下（福祉有償運送事業）について

1 福祉有償運送の登録更新

日立市では、NPO 法人ふれあい坂下が事業の一環として福祉有償運送を行い、高齢者等の生活移動の支援を行っている。当事業を行うには、福祉有償運送制度の登録について、日立市公共交通会議での審査承認を経たのち、国土交通省へ制度の登録を行う必要がある。

現在、ふれあい坂下では、制度登録をして運行を行っているが、令和 8 年 9 月 6 日をもって登録有効期間の 3 年が満了となるため、登録の更新を行うこととする。

なお、旅客の範囲における精神障害者、知的障害者、要支援者、基本チェックリスト該当者及びその他の障害者については、当該利用者が公共交通での移動が困難であることを日立市公共交通会議事務局が確認し、把握する。

2 福祉有償運送の概要

福祉有償運送とは、対象の地域において、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、社会福祉法人や NPO 法人等が、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスである。日立市域内においては、現在、NPO 法人ふれあい坂下のみが福祉有償運送を行っている。

3 ふれあい坂下について

- (1) 団体名 : 特定非営利活動法人 ふれあい坂下
- (2) 設立年月日 : 2002 年（平成 14 年）9 月 2 日設立
- (3) 活動内容 : ふれあい坂下では、高齢者や障害者、子育て世帯の方が自立した生活を送れるよう、主に以下の 3 つのサービスを提供し、地域との協働を図りながら利用者に対する生活支援を行っている。

ア 配食サービス

地域の一人暮らしの高齢者を対象とした配食サービスを行い、利用者の健康維持を図るとともに、安否確認等の見守りサービスも行う。

イ 生活支援サービス

地域での生活を希望しながら、自立した生活が困難な高齢者・障害者に対し、以下のようなサービスを提供している。

- (ア) 外出支援 : 病院その他への外出の際、付き添い送迎を行う。

※今回の協議では、上記サービスの継続に係る登録更新を行う。

- (イ) 買い物サービス : 買い物の代行、又は付き添いを行う。
- (ウ) 調理サービス : 食事の用意、調理を行う。
- (エ) 掃除サービス : 屋内外の掃除(庭の草取り、大掃除など)を行う。

ウ 交流支援サービス

子育て世帯に対し、子供の一時預かり事業や、母親の育児相談会などを実施し、利用者の子育て環境の向上を図る。南部支所多目的室・南高野市営アパート集会所の 2 箇所にて、子ども食堂を開催している。